

令和7年度第1回監査結果報告書

1 監査の種類

財務監査及び行政監査

2 監査の対象部局

(1) 総合政策部

政策推進課、産業戦略課

(2) 総務部

秘書課、人事課

(3) 市民生活部

人権政策課、ひと・ふれあいセンター、環境衛生課

(4) 健康福祉部

福祉総務課、市民相談室、市民福祉センター、障害福祉課

(5) 子ども部

子ども相談課、こども相談センター

(6) 都市整備部

建築住宅課、市営住宅管理センター、公園緑地課

3 監査の実施時期

令和7年6月30日～令和7年12月16日

4 監査の対象期間

令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

ただし、必要に応じてそれ以外の年度も含む。

5 監査の着眼点

監査対象部局等における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令等の定めるところに従い適正に執行されるとともに、公正で合理的かつ効率的な事務運営が行われているかを監査の主眼とした。

6 監査の実施内容

貝塚市監査基準に準拠し、事前に提出された資料に基づき関係職員から説明を受け、質疑応答形式により監査を実施した。

7 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理については、おおむね適正に執行されていたが、指摘する事項については次のとおりである。指摘事項については、その内容を十分検討し、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

(1) 総合政策部

① 政策推進課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 貝塚市ふるさと応援寄附管理業務委託契約は、単価契約ではあるが期間の総額見込みが 500 万円を超えることから、暴力団員又は暴力団密接関係者ではない旨の「誓約書」が必要であるが、徴収していなかった。

② 産業戦略課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(2) 総務部

① 秘書課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 文書管理システムの運用状況を確認したところ、施行日の登録漏れが散見された。

② 人事課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 職員定数条例第 2 条第 2 号において市長の補助機関の職員の定数を「440 人」と規定しているが、職員定数条例施行規則第 2 条における「条例第 2 条第 2 号の職員の職種及び職務名別定数」の合計が「433 人」となっており、条例の改正に合わせて施行規則を改正していなかった。

イ. 職員福利厚生事業補助金について、補助金交付要綱に基づき、補助

事業者に提出を求めている補助金交付申請書及び補助金実績報告書について、収支予算書などの必要な添付書類が漏れていた。

ウ．文書管理システムの運用状況を確認したところ、施行日の登録漏れが散見された。

(3) 市民生活部

① 人権政策課

所管する事務事業全般について実施。

ア．人権政策課が事務局を務める外部の協議会の意思決定に関して、職員が文書管理システムにより起案し、課長が決裁していた。その結果、形式上は市の意思決定と同様の扱いとなっていた。

② ひと・ふれあいセンター

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

③ 環境衛生課

所管する事務事業全般について実施。

ア．貝塚市文書管理規程では、「文書には、文書記号及び文書管理システムにより取得した文書番号を付さなければならない。」と規定されているが、文書管理システムを使用せず、担当者が整理し易くするために任意の文書番号を付しているものがあつた。また、文書管理システムの運用状況を確認したところ、施行日の登録漏れが散見された。

イ．給水機リース契約は長期継続契約であるが、契約書に「翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があつた場合は、当該契約は解除する」旨の条項が無かつた。

ウ．工場排水等水質分析業務委託契約の支出負担行為伺兼起案書において、起案日が契約日より後の日付となつていた。

(4) 健康福祉部

① 福祉総務課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

② 市民相談室

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

③ 市民福祉センター

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

④ 障害福祉課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(5) 子ども部

① 子ども相談課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 文書管理システムの運用状況を確認したところ、施行日の登録漏れが散見された。

② こども相談センター

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

(6) 都市整備部

① 建築住宅課

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

② 市営住宅管理センター

所管する事務事業全般について実施。

指摘事項は、特になし。

③ 公園緑地課

所管する事務事業全般について実施。

ア. 文書管理システムの運用状況を確認したところ、施行日の登録漏れが散見された。

なお、意見として次の事項について努められることを望むものである。

ア. 本市の行政運営について、各部局に計画・実行を委ねる傾向が強く、全庁的な調整機能が十分に働いていない状況に対し、是正を促す提言をこれまで行ってきた。今回の監査においては、「スマートシティ推進事業」や「ふるさと納税事業」、「重層的支援体制整備事業」などで、部局横断的に課題解決を図る体制が具現化していた。このような連携を一時的なものに留めず、継続かつ拡大させ、一層の市政発展に取り組みたい。

イ. 個別避難計画について、令和7年12月5日時点で避難行動要支援者名簿情報提供同意者数745人のうち個別避難計画作成者数は383人に留まっていると聞いている。災害時における要支援者の安全を確実に守るため、残りの要支援者の計画作成を速やかに進められたい。また、個別避難計画は作成後の実効性、すなわち実際に機能する体制づくりが重要となるが、これを福祉総務課が単独で行うことには限界があると思われる。危機管理部が先頭に立ち、関係部署が連携し全庁的に取り組みたい。

ウ. 児童遊園を始めとする各公共施設の維持管理業務は、これまでシルバー人材センターや町会・自治会等への委託に多くを依存してきたが、近年の就労構造の変化に起因する人材不足等により従来通りの遂行が困難となっている。その結果、職員が直接現場対応にあたるなど、本来の業務が圧迫される事態も生じている。予算の制約がある中で、外部委託の枠組みの再

構築は急務であり、市長のリーダーシップのもと、抜本的な改善策を講じられたい。

エ. 監査の対象部局が所管する補助金交付要綱等に、誤字・脱字のほか、条文に引用された法令の改正や機構改革に伴う部局名変更への対応ができていない事例が散見された。このような状況は、行政の信頼性を損なう恐れがあるため、対象部局だけでなく、全庁的な取組みとして、業務の基本ルールである要綱の正確性確保に努められたい。